

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月の国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月

私は、平成9年2月に実家のあるA市からB市C区に転居し、同年2月分の国民年金保険料をD郵便局で納付した。

納付した金額は1万数千円で、縦7.5センチメートル、横11センチメートルぐらいの納付書で納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の住所欄には、平成9年2月12日にA市からB市C区に転居したことが記載されており、申立人が主張するとおり、転居手続は適切に行われていたものと推測される。

また、B市では、「申立期間当時、年度途中で当市に転入者があった場合、翌月末日の納付期限に間に合うよう納付書を発行していた。」としているところ、申立人は、平成9年2月12日にC区で住所変更を行っていることから、同市は同年2月分の納付書を申立人に発行していたものと考えられる。

さらに、B市の「国民年金被保険者収滞納一覧表」から、申立期間直後の平成9年3月分の保険料を同年4月9日に納付していることが確認できるところ、前述のとおりB市において同年2月分の納付書が発行されたものと考えられる上、申立人は、B市C区において複数回納付した記憶があると述べており、申立人がC区に居住していた9年2月から11年9月までにおいて、9年4月から10年3月までは申請免除期間、同年4月以降は未納の記録となっていることを踏まえると、申立期間の保険料を納付せず、同年3月分のみ納付した事情はうかがえず、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の母親は、「娘がB市に転居する際、5万円ぐらいの現金と

納付書を手渡した。」としているところ、申立人の母親の預金通帳を見ると、平成9年1月20日に4万8,000円を引出していることが確認できる上、申立人が記憶する保険料額も申立期間当時の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間及び38年3月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和38年3月から39年3月まで

私がA市内の店で勤務していた昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料は、雇用主又は雇用主の妻が納付してくれていたはずであり、申立期間①の前後の期間が納付済となっているにもかかわらず、申立期間①が未納となっていることに納得できない。

また、昭和38年3月にB町で店を開業した後、保険料は町内会又は婦人会による集金によって、妻と一緒に納付していたが、申立期間②が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ6か月及び13か月と比較的短期間であり、申立期間以外の期間は国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、申立期間①については、申立人は、当時の雇用主又はその妻が保険料を納付してくれていたはずと申し立てしているところ、申立期間①の前後の期間は納付済みとされている上、申立期間①に近接する昭和38年2月について、平成11年ごろに未納から納付済みに記録訂正されていることが、市町村の保管する被保険者名簿等により確認できることから、申立人の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間②については、申立人と一緒に集金人に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻及び同じ集金人に納付していたとする隣人は、申立期間②が納付済みとされていることを踏まえると、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

父親(平成4年死亡)が、私の国民年金の加入手続を行うとともに、自宅に来ていた町内会の集金人に、国民年金保険料を両親の保険料とともに取引銀行の小切手で納付してくれていたにもかかわらず、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間はすべて保険料を納付している上、申立人の両親も、国民年金制度発足時から60歳までの保険料を完納しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和52年2月ごろに払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立人が居住していた市町村は、国民年金の加入者に過年度納付できる期間があった場合、社会保険事務所(当時)に過年度納付書の発行を依頼していたと回答していることから、申立人の父親は、申立期間の納付書を受け取っていたものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和43年7月6日ではなく、加入手続の時点で過年度納付が可能な期間と加入期間とが一致する50年1月1日となっていることを踏まえると、申立人の加入手続を行ったとする申立人の父親は、申立期間の保険料を納付する意思があったと考えても不自然ではない上、申立人は、当時、自宅で事業を営んでいた父親の生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立

人の父親が、申立人の申立期間に係る保険料のみを、あえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（4万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、昭和43年3月1日にA社に入社して以来、給与が減額された記憶は無いにもかかわらず、オンライン記録によると、45年10月から46年3月までの期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬より低い2万4,000円とされていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額の記録を4万2,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人の入社日である昭和43年3月1日から同年12月26日までの間に厚生年金保険の資格を取得し、昭和45年度中に随時改定又は定時決定が行われた者128人（申立人を含む）の、当該改定又は決定の前後における標準報酬月額を比較すると、標準報酬月額が減額されている者は申立人以外には確認できない。

また、申立事業所の承継事業所は、「当時の資料は保管していないが、同期入社の場合、3年間は同じ給与体系であった。」と回答している上、申立人が記憶している上司4人及び同期入社と同僚2人の全員が、「申立人の当時の勤務状況からみて、報酬が下がることはあり得ない。」としている。

さらに、申立人と同期入社と同僚三人の申立期間当時の標準報酬月額は、

一人が3万9,000円、残り二人が4万2,000円であり、申立期間において申立人のみが低額となっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が保管されておらず不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月及び10年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月
② 平成10年2月

申立期間は二つあるが、どちらも転職した際の前の会社と後の会社の間であり、国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶は曖昧であるが、空白期間が生じないように切替手続をしてきたと思っているので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が申立期間②当時居住していたA郡B町の国民年金被保険者名簿を見ると、「本人の公的年金等加入状況」の加入期間欄の上段には「H7.4.1~10.2.1」、下段には「H10.3.2~11.3.1」と記載されていることから、申立期間①は公的年金加入期間となっており、申立期間②については国民年金の加入及び保険料納付の記録は無いことが確認できる上、これらの記録はオンライン記録とも一致する。

また、オンライン記録により、申立期間②は国民年金の未加入期間となっているため、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立期間①について、申立人は、オンライン記録により、平成8年11月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が主張するとおり、同年11月1日の時点で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとすれば、同年11月は厚生年金保険の被保険者期間であることから、納付された保険料は還付されることとなるが、オンライン記録には還付された記録は無い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続をする際に役所に年金手帳を持参したとしているが、申立人が所持する唯一の年金手帳の「国民年金の記録(1)」

欄には申立期間①及び②に係る加入記録は記載されていない上、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は明確ではなく、具体的な状況は不明である。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月及び昭和58年11月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月
② 昭和58年11月から59年3月まで

昭和58年に会社を辞めたことにより厚生年金保険の資格を喪失したので、Aハローワークが入っている建物の3階又はB市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

会社に勤めていない時は、妻が国民年金の保険料を国民健康保険の保険料と一緒に納付したのに、申立期間が未加入となっているのは納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持している年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日」欄に資格取得日は平成元年8月10日と記載されている上、この日付はオンライン記録とも一致している。

また、オンライン記録の上記資格取得日により、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない上、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年10月から同年11月ごろに払い出され、この時期に加入手続が行われたものと推察されるが、当該時点では、申立期間をさかのぼって国民年金の加入期間とした場合においても、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付したと主張するが、申立期間①は妻も未加入期間であり、制度上、妻も保険料を納付することはで

きない。また、申立期間②において、申立人が主張するとおり、昭和58年に国民年金の加入手続が行われたとすれば、申立人の妻は、任意加入被保険者から強制加入被保険者となるべきところ、任意加入被保険者のままとされていることから、申立人は国民年金の加入手続を行っていない可能性がうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻は、「保険料の納付日及び納付金額は覚えていない。」としており、申立期間の保険料の納付状況は明らかではない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から59年12月まで

私が20歳になる年に、父が国民年金の加入手続をしてくれた。加入した当時は収入が安定せず、保険料を納付していなかったが、納付期限から2、3年ぐらいたってから過年度納付書が送られてきたので預金を一度に2万円から3万円引き出し、1か月当たり7,000円、8,000円、9,000円と上がっていった保険料を、数か月分ずつ、多い時は7か月分をまとめて納付してきた記憶がある。また、申立期間中の昭和57年11月から58年5月まではA国にいたため、その間は両親に納付を頼んでいたため、両親が納期を守って納付したはずである。申立期間が未納となっているのは納付できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、任意加入者の被保険者資格取得日等により昭和61年4月ごろと推定され、当該時点で56年2月19日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが推認できることから、申立期間のうち、56年2月から58年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、B市の保管する被保険者名簿により、申立期間はすべて未納となっていることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、納付期限から2、3年たってから過年度納付書が送られてきたので、預金から2万円から3万円を引き出して2、3回かそれ以上の回数まとめて保険料を納付したとしているところ、オンライン記録により、昭和60年1月から同年3月までの3か月分の保険料を過年度納付し、B市の被保

険者名簿により、60年4月から同年6月までの3か月分の保険料を62年7月24日に、60年7月から61年3月までの9か月分の保険料を62年10月2日にそれぞれ過年度納付していることが確認できる上、60年1月から同年3月までの3か月分の保険料額は1万8,660円であり、同年4月から6月までの3か月分の保険料額は2万220円であることから、これらの記録と申立期間の保険料を納付したとする記憶との混同がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年12月まで

私は、A県庁のB課でアルバイトをしていた時、同課の職員の勧めで昭和49年5月以降に国民年金に加入した。当時の国民年金保険料は安く、一括で納めるお金は十分持っており、加入時に当該職員から、納付していない期間はさかのぼって10年は納付できると聞いたので、さかのぼれるすべての期間の保険料として、数万円をまとめて納付したはずである。

私の国民年金手帳に資格取得日が昭和46年4月1日と記載されているのは、同日まで保険料をさかのぼって納付したことを示すのではないか。

申立期間の保険料は納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和50年2月ごろに払い出されたと推定できる上、申立人が所持する年金手帳には、50年2月7日発行と記載されていることから、申立人は、当該時期に加入手続を行い、46年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認できるところ、50年12月までは第2回特例納付期間であることから、加入手続を行った同年2月時点では、申立期間の保険料は、現年度保険料、過年度保険料及び特例納付保険料として納付することは可能であったと考えられる。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の昭和49年度の検認記録欄の昭和50年1月から3月までの欄には同年2月28日付けのC市の検認印が押されているが、申立期間の一部である49年4月から12月までの欄は空白のままであり、この未納記録はオンライン記録と一致する。

また、申立人は、国民年金の加入手続、現年度保険料、過年度保険料及び特

例納付保険料に係る納付書の受け取り、それぞれの保険料の納付場所及び納付金額に係る記憶は無く一括で納付したのかどうかもはっきりとは覚えていないとしており、具体的な説明が得られないことから、当時の納付に係る状況が不明である。

さらに、申立人は、自ら国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、加入手続を行った際に年金手帳を受け取った記憶は無く、昭和 57 年 7 月に結婚した際に母親から受け取ったとし、同手帳の検認印についても母親が納付したものであるとしている上、申立人の年金手帳には資格取得日は 46 年 4 月 1 日と記載されているが、平成 15 年 2 月に厚生年金保険と国民年金の記録が統合された結果、昭和 46 年 5 月 21 日に訂正されていることから、申立人が国民年金の加入手続の際に、自らの厚生年金保険の資格喪失日である同年 5 月 21 日を誤って同年 4 月 1 日と申し出たとは考え難く、申立人の母親が加入手続を行った可能性もあるなど、申立内容には不自然さがあるがうかがえる。

加えて、申立人は加入手続の際、保険料をさかのぼって 10 年分は納付できると A 県の職員に聞いたため、申立期間の保険料はすべて納付したとしているところ、オンライン記録により、申立人は昭和 55 年 4 月から 58 年 9 月までの期間及び 58 年 12 月から 60 年 3 月までの期間の保険料が免除されていることが確認できるが、当該免除期間について、平成 2 年以降に順次、保険料を追納していることが確認でき、免除を受けた者が追納できるのは、免除期間に係る追納の承認月前 10 年以内であることを踏まえると、当該追納期間の際の記憶との混同の可能性も考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から46年10月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、老後のために国民年金保険料を納めておいた方がいいということで、母親が昭和44年5月ごろA町役場（現在は、B市）で加入手続を行い、自宅で集金人に保険料を納付してくれたことを記憶している。また、婚姻した際に、母親が私の婚姻前の期間の保険料を納付していたことを示す領収印がある用紙を持っていたことを記憶している。

母は既に亡くなっているので、当時の状況を証言してもらうことは無理であるが、母の意志を考えると未加入期間とされていることに納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和46年11月ごろに払い出されたものと推定される上、B市では、「申立人は、46年11月にA町へ転入しているものと思われる。」としていることから、申立人はA町へ転入した際に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、申立人は、43年4月から45年3月までC短期大学の学生であることから、当該期間については国民年金の任意加入対象者となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人は、母親が昭和44年5月ごろA町役場で加入手続を行い、自宅で集金人に保険料を納付したと主張しているところ、申立人に係るA町の国民年金被保険者カードを見ると、申立人の資格取得日は昭和46年11月1日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致するとともに、同カー

ドの「新規再取得の別」欄に新規取得と記載されていることから、申立人はA町において当該時点で、初めて国民年金に加入していることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、これらの手続を行ったとする申立人の母親は既に他界しており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和40年3月から42年3月まで

私は、昭和40年3月にA市B組合を退職後、42年3月までC県D市のE本部で非常勤として働いていたが、実家の母親がA市で私の国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれた。

当時、実家に毎月保険料を集金に来ていた未亡人会の方が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思うが、几帳面な母親が申立期間の2年間も保険料を納付していないとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は昭和42年4月1日であることが、申立人が所持する国民年金手帳、申立人の国民年金被保険者台帳及びA市の申立人に係る被保険者名簿により確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和42年4月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人が所持する国民年金手帳には「昭和42年4月1日発行」と記載され、同手帳の表紙に「新加入者」の押印が確認できることから、このころ、初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、申立期間及び資格取得時の申立人の氏名及び住所地に変更は無いことから、申立人に、申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は平成11年に死亡しているため、申立期間における加入手続及び保険料納付については不明である。

加えて、申立人は、未亡人会の集金人が母親の国民年金保険料を集金に来ていたとしているが、申立人の母親及び父親の国民年金の加入記録は確認できない上、集金人は既に死亡しているため保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月及び同年7月

私は、平成4年6月に会社を辞めたので、その2、3日後には、国民健康保険に加入するためにA市B区役所に行き、その時に年金手帳を持参し、手帳に何か書いてもらったことを覚えている。

平成4年の年末ごろに納付書が送付されてきたので、国民年金保険料2万円程度を金融機関の窓口で納付したにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月に会社を辞めた後、国民健康保険に加入するためA市B区役所に行き、その時に年金手帳を持参し、国民年金の加入手続も行ったと主張するが、申立人が所持する年金手帳には、申立期間当時、国民年金に加入したことをうかがわせる記載は確認できない。

また、申立人が国民年金に再加入し被保険者資格を取得したのは、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成9年1月21日とされていることから、申立期間は未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、2万円程度の国民年金保険料を納付したと主張するが、A市B区役所において同時に加入手続を行ったとする国民健康保険については保険料を納付した記憶が無いとしており、納付したとする保険料は国民健康保険料であった可能性もうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年7月まで

私が所持している年金手帳の国民年金の記録欄には、平成元年5月29日に任意加入で被保険者資格を取得し、2年8月1日に被保険者資格を喪失している旨の記載があるにもかかわらず、年金事務所の記録では、資格喪失年月日が同年4月1日となっている。

付加保険料を含む国民年金保険料については、平成2年5月30日に病院を退院した後、役所で納付した記憶があるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する年金手帳の国民年金の記録欄に平成2年8月1日に被保険者資格を喪失した旨の記載があることから、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したと主張するが、当該記載に係る資格喪失の届出を行った記憶は無いとしている上、納付期間及び納付金額も記憶しておらず、納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、平成2年12月4日に、資格喪失日が同年8月1日から同年4月1日に変更されていることが確認できることから、申立人は、「資格喪失の届出を行わないまま、保険料を納付しなくなった。」としており、60歳以降の任意加入期間について、未納期間があったものと考えられること、及び資格喪失日の変更は、原則、被保険者からの届出により行われることを踏まえると、未納期間があった申立人に対し、行政側が資格喪失の届出を提出させた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申

立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 15 日から 52 年 3 月 22 日まで
私は、昭和 48 年 2 月 20 日にA社(後に、「B社」に名称変更)に就職し、C社D店の販売員として、55 年 2 月 16 日まで継続して働いていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の派遣先であったC社D店の従業員及び申立人と同様に申立事業所からC社他店に派遣されていた同僚の供述により、申立人が申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所が保管している申立人に係る「昭和 50 年分退職所得の源泉徴収票」によれば、申立人が昭和 50 年 12 月 30 日付けで退職し、退職金が支払われたことが確認できる。

また、申立期間当時に申立事業所において、給与計算、社会保険等の事務を担当していた者は、「厚生年金保険と健康保険の事務は同時に行っていたことから、申立期間において健康保険の記録が継続していないのであれば、厚生年金保険も継続していないはずであり、被保険者資格を有しない者の給与から保険料を控除することは通常無いと思う。」としているところ、申立事業所が加入しているE健康保険組合が保管する申立人に係る被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和 48 年 2 月 20 日に被保険者資格を取得し、51 年 1 月 15 日に喪失後、52 年 3 月 22 日に被保険者資格を再取得し、55 年 2 月 16 日に喪失していることが確認できることから、申立期間において、申立人の給与から保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは記憶が明確でなく、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1595

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 9 日から 63 年 2 月 26 日まで
私は、昭和 60 年 9 月 9 日から 63 年 2 月 26 日まで A 事業所に B 職として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立事業所が保管する社員名簿により、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所は、昭和 60 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立事業所の事業主は、「昭和 60 年 3 月から厚生年金保険の加入を止め、健康保険(C 国民健康保険組合)のみに加入していることから、申立人の給与からは厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、また、申立期間当時の同僚も、「昭和 58 年 3 月から 60 年 2 月までは、厚生年金の適用事業所であるため厚生年金保険料を控除されていたが、同年 3 月から健康保険(C 国民健康保険組合)のみに変わったため、厚生年金保険料は控除されていない。」としていることから、申立人が申立期間当時、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、申立事業所が保管する申立人に係る社員名簿を見ると、雇用保険欄及び健康保険欄についてはそれぞれ控除額が記載されているが、厚生年金保険欄については空欄となっており、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により控除されていたと認めることはできない。